

改訂箇所一覧

番号	該当頁	前	新	改訂趣旨
1	75	また、これからの新しい子育てシステムについては、最短で令和4年度に開始することを目標としています。	また、本町の就学前児童に対する基本的な子育てシステムであった「0～2歳児は私立保育園」「3～5歳児は町立幼稚園(こども園)」で保育を行い、幼稚園の教育標準時間での利用料を無償として保護者の経済的負担の軽減化を図るという体制については、町内における核家族化の進行と、女性の社会進出が進んだことによる保護者ニーズの変化に応じて、令和4年度から新しい子育てシステムへ移行します。 新しい子育てシステムでは、「基本的に保育の必要な0～5歳児を受け入れる私立認定こども園4園」と、「幼児教育を希望する3～5歳児を受け入れる町立幼稚園1園」で教育・保育サービスを提供していくこととします。 令和4年度からの新しい子育てシステムへの移行に伴い、これまで0～2歳児を受け入れていた私立保育園(認可保育所)4園はすべて認定こども園へ施設類型を変更し、町立幼稚園(こども園)3園は1園体制となります。	令和4年度以降の新しい子育てシステムへの移行について追加
2	75～76	○保育の必要性の認定区分・年齢区分(子ども子育て支援法に規定する認定・年齢区分)		新しい子育てシステムへの移行に伴い供給量を修正
3	77、97	保育園	保育園※令和4年度以降は認定こども園	町内私立保育園が令和4年度以降、認定こども園へ移行することについて追記
4	80、89、92	子育て支援センター[すくすくサロンさくらんぼ](聖籠こども園内)	子育て支援センター[すくすくサロンさくらんぼ](聖籠こども園内)※令和4年度以降はハーモニーこども園)	令和4年度以降、子育て支援センター開設場所をハーモニーこども園とすることを追記
5	81	新たな子育てのシステムを構築するまで	新しい子育てシステムへの移行期間中も、	令和4年度以降の方針について文言変更
6	81	【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育(3～5歳児)】 確保方策 ニーズ量及び提供量合計 令和4年度 23,360 令和5年度 23,523 令和6年度 24,178	【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育(3～5歳児)】 確保方策 ニーズ量及び提供量合計 令和4年度 5,076 令和5年度 5,076 令和6年度 5,076	令和4年度以降、町立幼稚園は1園体制となることから数量変更(R4年度町立幼稚園入園見込児童数から推計)
7	81	【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育(3～5歳児)】 確保方策 施設数 3	【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育(3～5歳児)】 確保方策 施設数 1	令和4年度以降、町立幼稚園は1園体制となることから施設数変更

8	85	これらのことから、今後の子育てシステムについて見直す過程の中で、保育園とあわせて柔軟に子どもを受け入れられるという特長や幼児教育の充実も合わせて期待できる認定こども園についても検討の対象として考えます。	このことから、令和4年度から、基本的に保育の必要な0～5歳児を受け入れる私立認定こども園と、幼児教育を希望する3～5歳児を受け入れる町立幼稚園という新しい子育てシステムへ移行することとします。 これに伴い、町内に所在する認可保育所4園はすべて認定こども園へ施設類型を変更し、町立幼稚園1園と合わせて5園体制で町内の就学前児童の教育・保育サービスを提供していきます。	令和4年度以降の新しい子育てシステムへの以降に伴う新体制について文言等修正
9	91	・生活の支援(保育園)	・生活の支援(保育園等)	町内私立保育園がすべて認定こども園へ移行するため、町外保育園へ通園する児童の可能性を含めて、「等」を付記
10	91、94	通勤等に都合が良い第1希望の保育園に入れるよう調整	通勤等に都合が良い第1希望の保育園(令和4年度以降は認定こども園等)に入れるよう調整	NO.8に同じ
11	96	時勢を見すえた本町におけるこれからの子育てシステムのあり方を構築します。	時勢を見すえた本町におけるこれからの子育てシステムのあり方を構築し、令和4年度以降は、基本的に保育の必要な0～5歳児を受け入れる私立認定こども園4園と、幼児教育を希望する3～5歳児を受け入れる町立幼稚園1園に加え、認可外の事業所内保育所1箇所(さくらんぼちびっ子保育園)で教育・保育サービスを提供していくこととします。	令和4年度以降の方針について文言変更
12	96	(2)仕事と子育ての両立をサポート ① 保育園・幼稚園における多様な保育サービス等の充実 ・通常保育 事業内容 保育園 312人 幼稚園 600人	(2)仕事と子育ての両立をサポート ① 保育園・幼稚園における多様な保育サービス等の充実 ・通常保育 事業内容 保育園 312人 ※令和4年度以降は認定こども園 613人 幼稚園 600人 ※令和4年度以降200人	令和4年度以降の提供量について追記
13	96	方向・目標 令和6年度 (以下を基礎としつつ、新たな子育てシステムの構築により施設数・人数を調整) 設置箇所 7箇所 0～2歳児 4箇所(337人) 3～5歳児 3箇所(600人)	方向・目標 令和6年度 (以下を基礎としつつ、新たな子育てシステムの構築により施設数・人数を調整) 設置箇所 7箇所 0～2歳児 4箇所(337人) 3～5歳児 3箇所(600人) 令和4年度以降 設置箇所 5箇所 0～2歳児 4箇所(280人) 3～5歳児 5箇所(554人)	令和4年度以降の設置箇所数、人数について追記

14	103	4) 豊かな人間性と社会性を育む ①就学前教育・保育の充実 事業名 ・幼稚園(こども園)の運営 事業内容	4) 豊かな人間性と社会性を育む ①就学前教育・保育の充実 事業名 ・幼稚園(こども園)の運営 事業内容 令和4年度以降も、新しい子育てシステムへの移行期間中は暫定的な対応として、保育園の開始時刻との統一を継続します。	令和4年度以降の方針について追記
15	103	・こども園合同事業 事業内容	・こども園合同事業 事業内容 令和4年度以降は、新しい子育てシステムへの移行に伴う当該事業の在り方について、継続的な実施方法を検討していきます。	令和4年度以降の方針について追記
16	103	・職員の合同研修 事業内容 教諭・保育師関係なく	・職員の合同研修 事業内容 幼稚園教諭・保育士関係なく	文言修正
17	104	・町愛児会連絡協議会 事業内容	・町愛児会連絡協議会 事業内容 令和4年度以降は、町立幼稚園において当該事業の在り方について継続的な事業実施を検討します。	令和4年度以降の方針について追記
18	105,111	こども園	こども園(令和4年度以降は町立幼稚園)	令和4年度以降、町立こども園の名称変更に伴い文言修正
19	119	資料編 聖籠町子ども・子育て会議	資料編 聖籠町子ども・子育て会議	第6回追記